平成２４年（フ）第６０３７号
大阪市淀川区十三元今里３丁目３番23―605号
債務者　稲角あかね
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６０５３号
大阪市天王寺区北山町10番64号　ハイツ上町台204号
債務者　西口　英治
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６０５４号
大阪市天王寺区北山町10番64号　ハイツ上町台204号
債務者　西口　由子
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１０４号
大阪府茨木市玉瀬町42番６号　グリーンシャトーⅠ405号
債務者　柏木かおり（旧姓中谷）
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６２００号
大阪府箕面市瀬川２丁目５番34号
債務者　松本　　繁
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６２０１号
大阪府吹田市原町３丁目16番14号
債務者　別府真紀子（旧姓赤井）
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１３７号
名古屋市南区三吉町５丁目47番地　ニューマンション丸由Ｂ－１号
債務者　山下　栄次
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８５号
熊本県玉名市繁根木228番地　吉田医院内、住民票上の住所熊本県玉名市立願寺563番地２
債務者　松島サトヱ
1　決定年月日時　平成24年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで　熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第２０３２号
愛知県春日井市下条町２丁目１番地３　ロジュマンⅠ201号
債務者　藤本　清二
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２１９０号
愛知県大府市共西町３丁目106番地の１　第３ネオヒルズ106号
債務者　石川　一敏
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２０４８号
名古屋市中川区豊成町１番２―716号　豊成団地
債務者　古川　信一
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第２５４１号
福岡市博多区東光２丁目16―17富士美荘203、住民票上の住所福岡市西区上山門１丁目14番25号
破産者　才田　幸浩
1　決定年月日　平成24年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４４６号
福岡市東区若宮４丁目１番７号
破産者　鹿毛　富穂
1　決定年月日　平成24年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５６５号
埼玉県坂戸市東坂戸１丁目７番403号
破産者　古山　栄子
1　決定年月日　平成24年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第９０７号
兵庫県西宮市苦楽園四番町25番２号、開始決定時の住所札幌市白石区菊水元町６条２丁目４番28号
破産者　若間　　聡
1　決定年月日　平成24年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８９４号
札幌市豊平区月寒東５条12丁目６番５号　ラサールハイム101号
破産者　加藤　紀彦
1　決定年月日　平成24年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１９１６号
札幌市中央区南11条西１丁目５番16―722号
破産者　佐藤　孝二
1　決定年月日　平成24年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２３号
北海道苫小牧市拓勇西町５丁目12番地の３
破産者　渡辺　一男
1　決定年月日　平成24年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　札幌地方裁判所苫小牧支部